

知的財産に関する基本方針

平成 28 年 12 月 22 日
国立研究開発法人
農業・食品産業技術総合研究機構

1 趣旨

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）は、公的試験研究機関として持てる力を最大限に発揮し、その目的である農業・食料・環境に係る課題についてグローバルな視野の下に、優れた研究成果を生み出し、それを速やかに社会還元することにより、安全な食料の安定供給、産業競争力の強化、環境保全及び新たな産業創出を通じて我が国の地域と社会の持続的発展に貢献することが求められている。

一方、現在の我が国の農業・農村においては、農業者の減少・高齢化や耕作放棄地の拡大が進む中、農業者の大規模化の進展に加え企業等の多様な主体による農業参入が増えている。また、生産性の向上及び農業所得の拡大に向けた民間活力活用や、生産資材の調達コストの低減等が喫緊の課題として求められている。

このような状況の中、農研機構は、課せられた使命を果たしていくため、企業等との共同研究や企業等への技術の橋渡し等の産学官連携にこれまで以上に積極的に取り組むとともに、産学官連携にふさわしい形で知的財産を創造・保護・活用する戦略的な知的財産マネジメントに取り組んでいかなければならない。

このため、農研機構は、その目的を踏まえ、個々の研究開発の企画・立案段階から、研究成果の商品化・事業化及び利活用を事前に見据えた知的財産戦略を策定するとともに、知的財産の創出・活用、技術移転を連続的・一体的に推進し、もって知的財産マネジメントを組織的に行えるよう、「知的財産に関する基本方針」を策定し、農研機構の役職員の共通認識とする。

また、本方針においては、主に農業及び食品産業における知的財産に関する基本的な考え方を述べているが、化学、医薬、IT分野等の異分野との連携による融合的研究成果に関わる知的財産についても、同様の考え方に基づいて対応するよう努めるものとする。

なお、本方針は農研機構が自ら研究開発を通して得られた成果を対象としており、種苗管理センターの行う栽培試験や遺伝資源センターの遺伝資源の配布業務等に関連した知的財産は対象に含んでいない点に、留意願いたい。

さらに、農研機構の知的財産マネジメントを巡る情勢の変化を踏

まえながら、本方針の内容を検証し、必要に応じ見直しを行うこととする。

2 知的財産マネジメントに係る基本的な考え方

我が国の農業及び食品産業等が、売上や市場の拡大と所得や利益の確保を同時に達成し、持続的に成長・発展していくためには、知的財産を戦略的に活用して、新たな技術の社会還元を進めることが重要である。

農研機構は、このような認識の下に、公的な試験研究機関として、研究成果の社会還元を効果的に進めていくとの観点を最も重視しつつ、受益者からの収益の回収、研究者へのインセンティブの付与等に配慮し、研究成果の性格、活用場面等を踏まえた知的財産の効果的な管理を行うこととする。

また、知的財産の活用にあたっては、発明時における権利化・秘匿化・公知化や、権利化後の特許等の開放（非独占的な実施許諾）あるいは独占的な実施許諾等の多様な選択肢を視野に入れ、事業の成功を通じた社会還元を加速化する観点から最も適切な方法を、企業等の要望を考慮のうえ、弾力的に選択するよう努める。なお、分析技術等の標準化を目指す場合は、権利化・公知化のいずれか、または組み合わせるかを適切に判断する。

具体的には、以下の考え方により知的財産マネジメントを的確に実施する。

（1）知的財産の創造に係る考え方

農研機構は、我が国の農業及び食品産業での研究成果の商品化・事業化を見据えた研究を企画・立案し、社会に有用な革新的知的財産を創造するために、農研機構が保有する知的財産権を産学連携の起点として積極的に活用し、企業等との産学連携を通じた研究者間の技術交流によるオープンイノベーションを積極的に推進する。

（2）研究成果の権利化の適否に係る考え方

研究成果の現場での活用を促し、その普及を図っていく方法には、

- ・ 特許権等の知的財産権制度に基づく権利化を行い、許諾先の事業活動を通じて普及を目指す方法（権利化を行う場合）
- ・ 特許権等の知的財産権制度に基づく権利化は行わず、公開し、公知化することで幅広い主体の活用により、商品化・事業化を促進することや現場への適合を迅速に図ることを通じて普及を目指す方法、あるいは秘密として保持し、特定の主体に使用許諾することを通じて、早期の商品化・事業化を促して普及

を目指す方法（権利化を行わない場合）があるが、いずれを選択するか又はこれらを組み合わせるかは、次の①及び②の考え方を基本として判断するものとする。

また、外国において大規模な商品化・事業化が見込まれるものや、我が国国民への食料供給の一定割合が輸入に依存しており、世界的な食料需給は総じて逼迫傾向にあることに鑑み、世界の食料供給、とりわけ我が国への食料供給の安定化に資すると見込まれるものについては、積極的に権利化を行う。さらに、企業活動がグローバル化している状況を踏まえ、我が国の企業の事業活動を支援する上で有益と考えられる知的財産については、国内のみならず外国での権利化も行う。

他方で、外国での権利化は国内での権利化に比べて多額の費用を要することから、費用対効果を特に精査する。同様の観点から、企業との共同研究の成果について、相手先企業の要請で外国での権利化を行う場合には、その費用を相手先企業に負担してもらおう等、共同研究成果の外国での権利化については、農研機構の負担を必要最小限にするよう努める。

このほか、外国での権利化に当たっては、相手国の知的財産の管理状況が十分か、信用のおける許諾予定先があるか等を合わせて考慮し、許諾に当たっても、侵害の可能性を考慮して信用のおける者に限定する等、弾力的に対応する。

① 権利化を行う場合

以下の「技術」については、許諾の可能性がある場合に、権利化を行い社会還元していくものとする。また、関連技術（ノウハウ等の秘匿を含む。）との組み合わせや特許権と意匠権、育成者権と特許権や商標権を組み合わせるなど、必要に応じて知的財産をパッケージ化し、戦略的な知的財産の保護を図ることが重要である。

ア 基本的な技術（新たな研究推進に向けた権利化）

将来的に多くの新技術や幅広い応用分野に発展する可能性がある基本的な技術については、農研機構単独で権利化を行うよう努め、その上で商品化・事業化に向けた企業との共同研究等を進めるものとする。

イ 商品化・事業化が期待される技術

企業等において商品化・事業化が十分に期待される技術については、積極的に権利化を行い、許諾先や共同研究先の企業等による経済活動を通して知的財産権の活用を促進することを原則とする。このことにより、許諾料収入のみならず研

研究者間の技術交流等による「技術の知的創造サイクル」への貢献、農研機構の開発技術に対する認知度・評価の向上及び研究者の意欲の向上等も期待される。

ウ 植物新品種

植物の新品種については、積極的に育成者権を取得し、優良新品種の安定的生産・普及を促進する。

また、農研機構が開発した植物新品種が外国に流出し、我が国にその農産物が輸入された事例や、我が国からの当該国のみならず第三国への輸出が阻害されるおそれがある事例があったことから、「農林水産業の輸出力強化戦略」を踏まえ、植物新品種の外国流出を抑制するため、特に有望な品種については、外国での権利化を進めるものとする。

更に、育成者権に係わる権利侵害の防止を実効性あるものとするため、DNA品種識別技術等の品種判別技術や微量元素組成分析等を用いた産地判別技術の開発を進めるとともに、権利侵害の可能性が高いものについては、当該権利の信頼性を担保する観点から妥当性評価をする。

エ 研究成果を普及する上で必要な商標

農研機構の成果名を用いた粗悪な類似商品等の流通を防止する必要がある場合や品種名称とは別に商標権を保有する方が販売戦略上有効な場合には、商標の活用を積極的に検討する。

② 権利化を行わない場合

以下の「技術」については、権利化を行わずに社会還元していくものとする。

ア 社会全体で共有すべき技術

農業現場で経験的に取り組まれている技術を科学的に解明することを主目的とする研究成果やその技術の改良に関する研究成果については、実施者である農業者等が零細かつ多数であるものが多く、許諾料を徴収することが徴収にかかる事務コストを勘案すれば実質的に困難なことや、許諾料を徴収することにより技術の普及が遅れることが懸念されるものも多い。このため、許諾料の徴収が難しいものや技術の普及が遅れる可能性の高いものは権利化せず、論文等で公表し、公立試験研究機関や普及組織等を通じて普及を行うこと等により活用を促進するものとする。従来、権利化を行わず公開してきたもののうち、今後は、我が国の農業の発展・保護を図

るために権利化・秘匿化が必要と考えられる技術については、権利化・秘匿化を選択肢に考えるものとする。とりわけ、農業者と合わせて農協や企業等の許諾料の徴収が可能な者への許諾が期待される技術については、権利化した上で、研究成果の発表に際して農業者に対しては権利を主張しない旨を明示する等、弾力的に対応する。なお、その場合であっても、当該技術の利用者に対しては、技術の紹介資料等においては、農研機構の研究成果であることを明示することを実施の条件として求めるよう努める。

イ 商品化・事業化が期待される技術の中で、秘密として保持することが早期の商品化・事業化につながる技術

共同研究の相手先から秘密として保持することが求められた共同研究の成果であって、研究成果の早期かつ広範な社会還元を実現していく上で公開しないことが最も適切と判断されるものについては、必要な一定期間、権利化を行わずに秘密として保持するものとする。なお、その場合、秘密として保持する技術の実施先に対しては実施料の支払いを求めるものとする。

ウ 利用範囲が極めて限定的な技術

商品化・事業化につながることを期待されず、大学や公立試験研究機関等の研究者のみが自己の研究・教育目的で利用するなど利用範囲が極めて限定的である研究成果については、権利化を行わず、論文化等によって農研機構発の公知の技術とする。

(3) 知的財産権の活用等に係る考え方

農研機構の保有する知的財産権は、単なる権利の保有にとどまるのでは意味がなく、幅広く活用されることにより初めて研究成果の社会還元が果たされ、このことが農研機構の社会的評価にもつながる。

このため、農研機構は、その保有する知的財産権について以下に即した積極的な活用及び適切な管理を行う。なお、農研機構は、研究成果の活用をより効率的・効果的に行うため、知的財産権を機関帰属とする。

① 産学官連携を通じた活用

ア 幅広い産学官連携活動の推進

研究成果の社会還元を効果的に進めるため、農研機構の産

学官連携体制を確立し、産学官連携の相手方を明確にした情報発信、マッチングイベントの開催、共同研究の提案、知的財産権の実施提案等、知的財産権を核とした幅広い産学官連携活動を推進する。

イ 共同研究

農研機構は、公的試験研究機関のため、商品の製造・販売等を行う実施部門を有さないことから、企業等との共同研究は、農研機構が保有する知的財産を産業利用が可能な研究成果として発展させ、社会への還元を可能とする重要な手段である。

このため、農研機構は研究成果に係る権利を共有することを基本として企業等との共同研究を積極的に推進するものとする。共同研究で得られた共同の知的財産権については、権利の確保までの貢献を評価し、知的財産の実施を促進する観点から、共有者が商品化・事業化のために実施することを条件に、共同権利保有者に対し、研究のために必要となる実施権を農研機構が保持することを承諾することを前提として、商業的独占的实施権を認めることができるものとする。

また、企業等との共同研究の実施に際しては、共同権利保有者が農研機構と共同の知的財産権を利用して商品化・事業化する場合には、農研機構の持ち分相当の許諾料を共同権利保有者が農研機構に支払うこと及び共同権利保有者が自ら実施しない場合には第三者への許諾を認めることを内容とする契約を締結することを基本とするが、前者については研究成果の活用を促進する観点から特に必要な場合は、共同権利保有者からの求めに応じ許諾料を請求しないこと等ができるものとする。その際には、農研機構が単独で第三者に実施許諾を行う権利を確保する等、許諾料に代わるメリットを確保する。

なお、共同の知的財産権の持ち分については、発明者・育成者等の貢献度を踏まえて決定するものとする。

ウ 資金提供型共同研究

農研機構は、共同研究に係る農研機構側の研究費用の一部について共同研究機関が負担することにより、農研機構が分担する研究を加速・推進することができる「資金提供型共同研究」を積極的に実施することとしている。当該共同研究の実施に際しては、イの共同研究の取扱いに加え、農研機構に提供された資金と共同研究により得られる研究成果等を総合的に勘案の上、無償での実施許諾や権利の譲渡を求められた

場合は、これも認めることができるものとする。

エ 受託研究

受託研究を実施することにより、政策目標等に大きく貢献し、農研機構の研究成果の普及が促進される場合は、ウの資金提供型共同研究と同様の取扱いとすることができるものとする。

オ 有用な育成系統を利用した共同研究

農研機構が育成した系統（いわゆる中間母本を含む。）のうち一般に入手が困難なものを研究用として配付する場合には、配付契約を結ぶ際に、農研機構と共同研究を行うことを条件にするよう努める。その後、これら系統を基にした研究成果が実用化された場合、農研機構がその貢献度に応じた権利を主張できるようにする。また、過去の慣習や実用化の不確実性から共同研究提案を行うことが適当ではない場合であっても、研究試料の契約時に、研究試料の配付先に対し、これらの研究試料やこれを基にして作られた品種等の使用に際しては、紹介資料等において、農研機構の研究成果であること又は農研機構の研究成果を使用して得られた成果であることを明示するよう求めること等を通じ、これら研究試料を活用した研究成果の利用に当たって、農研機構の貢献が明らかになるよう努める。

カ 実施許諾

公的試験研究機関である農研機構が保有する知的財産権の他者への実施許諾については、非独占的な実施許諾を原則とする。この場合、許諾の対価については、研究成果の活用を促進する観点から、案件ごとに許諾実施希望者と協議の上決定するものとする。すなわち、許諾契約条件、製品に対する特許権等の有効性、特許権等の製品の関与度、農研機構との産学連携の状況等を総合的に考慮した上で、公平性の観点から合理的な許諾料を設定し、許諾希望者と協議の上決定する。その際には、農研機構の研究成果であることを明示するよう求めるよう努める。

また、農研機構が単独で保有する知的財産権の有効活用が促進され、かつ、公益性及び公平性の観点から見て大きな問題がないと判断される場合には、実施者の商品化・事業化に対する意欲を高めるため、必要に応じ実施の範囲（地域や事業分野等）や実施許諾期間を限定しつつ、研究のための農研機構の実施権を保持した独占的な実施許諾を認めることがで

きるものとする。さらに、知的財産権の活用を図る観点から一定期間実施されていない農研機構が単独で保有する知的財産権については、研究のために必要となる実施権を農研機構が保持した上で独占的な実施許諾を広く認めることができるものとする。

植物新品種の利用許諾については、主な地方公共団体を中心とした市場調査の結果を踏まえ、品種の持つ能力の程度を勘案の上、利用料の決定を弾力的に行うものとする。

② 知的財産権の適切な管理

農研機構が保有している特許権は、特許料を必要とする割合が増加している状況にあるため、権利化後に維持費用が発生する知的財産権については、許諾の可能性や経費の効果的利用の観点、研究推進上の必要性等を勘案し、権利を維持すべきか放棄すべきかの判断を定期的に行い適切に管理するものとする。

③ 知的財産権に対する権利侵害への対応

農研機構が保有する知的財産権の社会還元に必要な権利保護を実効あるものにするため、関係機関、許諾先等との連携を密にして情報収集に努め、費用対効果を考慮の上、権利侵害行為の事実把握等に努めるとともに、明らかになった他者の権利侵害行為に対しては、警告、差止訴訟の提起等適切な対応を行う。また、育成者権の権利侵害行為に対しては、種苗管理センターによる品種保護対策の活用を進める。

農研機構においても、研究推進上、他者が保有する知的財産権を実施する場合は、購入・許諾契約等の所定の手続きを行うこととし、他者から権利侵害の警告等を受けた場合は、適宜弁護士・弁理士等とも協議の上、迅速且つ適切に対応するものとする。

④ 研究者へのインセンティブの付与

農研機構が保有する知的財産権の活用によって得られた収入は、発明者等に対し、農研機構の規程に定められた補償金を支払う。また、個人の業績評価へも反映する。

さらに、収入の額が大きい場合には、その一部を関連する研究の費用に充当できる仕組みを早期に導入する。

3 知的財産マネジメントの推進体制

農研機構においては、以下の役割分担に基づき、知的財産マネジメントの推進に組織的に取り組むものとする。

(1) 研究者

研究者は、研究開発の企画・立案段階から研究成果の活用方法について具体的な目標を持ち、知的財産の創造に向けて中課題推進責任者、担当研究領域長、知的財産責任者と意思疎通や情報の共有化を図りつつ、研究を推進するよう努めるものとする。

また、知的財産に係る制度の内容の理解に努めるとともに、それらの規定を遵守し、組織的な判断の下に知的財産の創造・保護・活用に対し、適切な対応を行うものとする。

さらに、知的財産権の出願を予定している研究成果については、公表前に出願の手続きを行うものとする。

研究者は、研究推進上、他者が保有する知的財産権を利用する場合は、担当部署を通じて購入・許諾契約等の所定の手続きを行うものとする。

(2) 大課題推進責任者、中課題推進責任者

大課題推進責任者、中課題推進責任者は、研究開発の企画段階において、研究成果創出後の取扱いを検討するなど効果的な知的財産の創造・活用が図られるよう適切な研究の進行管理に努めるものとする。

また、研究者が創出した知的財産に係る情報を研究センター等の知的財産責任者、担当研究領域長と共有し、連携を図るものとする。

(3) 研究センター等

地域農業研究センター、研究部門、重点化研究センター等の内部研究組織に知的財産責任者を配置し、大課題推進責任者、中課題推進責任者等と連携して知的財産の創造・保護・活用の各段階で適切な判断を行う。また、研究センター等の職務発明審査会等では知的財産の権利化の適否、権利の維持・放棄等について精査する。

また、研究者への知的財産に係る制度等の普及啓発、創出された知的財産の業績評価への反映を行う。

さらに、地域農業研究センターに産学連携コーディネーターを配置し、コーディネーターは、保有知的財産の宣伝や実施許諾等の知的財産権の活用に向けた調整、外部の技術の目利き人材及びビジネスモデルや知的財産マネジメントが分かる人材との連携、知的財産を活用して事業化に取り組む民間企業との共同研究を積極的に企画・調整するものとする。

(4) 食農ビジネス推進センター

食農ビジネス推進センターは、本部及び研究センター等との連

携を密にして、創出された研究成果や知的財産等の活用に向けたマッチング活動等を行い、特許権等に係る情報の外部への提供を積極的に進めるとともに、研究センター等と協調して成果移転に係るノウハウの共有化を図る等技術移転に必要な取組を強化するものとする。

(5) 農研機構本部

農研機構本部は、知的財産に関する基本方針を策定し、農研機構における知的財産マネジメントについて研究センター等及び食農ビジネス推進センターとの連携を密にして、知的財産の権利化、保護に向けた必要な手続き等を行う。

また、農研機構の役職員の知的財産に関する知識を高めるため、知的財産に係る研修の実施等により、研究センター等の知的財産担当者の育成を図るとともに、研究者や研究領域長・中課題推進責任者等に対して、知的財産制度の意義及び内容を周知するものとする。

さらに、知的財産部門の体制の充実を図るため知的財産マネージャーを複数配置する。知的財産マネージャーは、職員の人材育成・共同研究契約等の相談及び指導、外国企業等との許諾契約交渉を行う。また、実効性のある権利取得のため、専門分野（バイオ・食品・機械・等）を活かして、研究の企画立案段階から研究者からの相談業務を行い、広く強い権利取得を目指し助言・指導を行う。なお、これらの活動において必要な場合には、その専門性に応じた、外部人材の雇用や特許事務所を積極的に活用する。

(6) 基礎的研究業務

基礎的研究業務については、研究資金の効果を最大限に発揮させるため、日本版バイ・ドール条項（産業技術力強化法第19条）の適用を積極的に進める等、研究実施主体のインセンティブを高めるよう努める。

そのほか、知的財産権の適切な管理については、2(3)②を準用する。